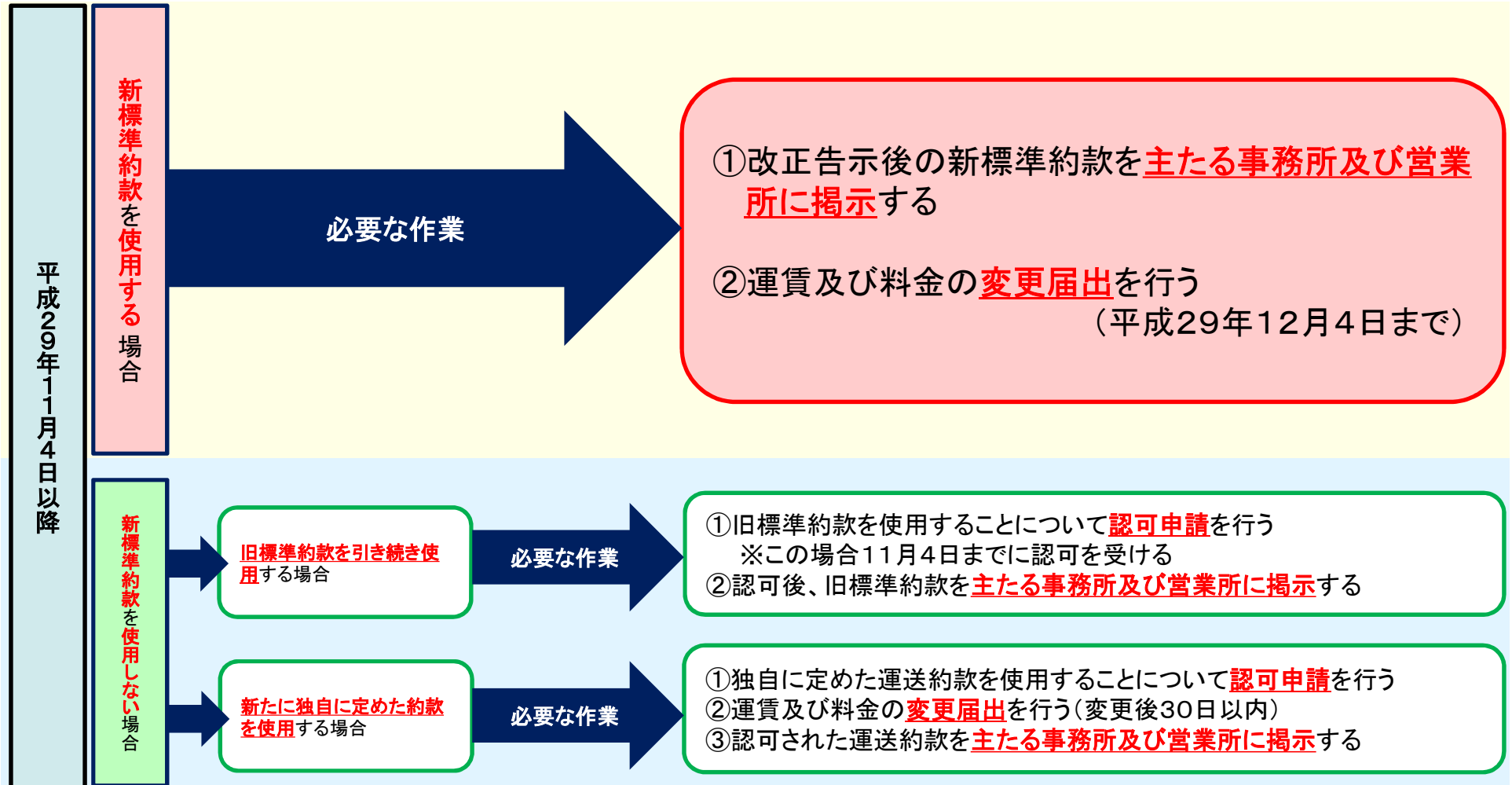


トラック事業者の皆様に行って頂く手続き等

○待機時間料、積込料及び取卸料を収受するためには、①運賃及び料金の変更届出、②新標準約款の掲示が必要です。



(その他:従前から独自の約款を使用している場合)
 ○独自の約款を引き続き使用する場合には手続きは不要
 ○独自の約款の変更を行う場合には①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要

(貨物軽自動車運送事業者の皆様に行って頂く手続き等)
 ○新標準約款を使用する場合には、管轄する運輸支局へ運賃及び料金の変更届出が必要(変更後30日以内)
 ○旧標準約款又は独自に定めた運送約款を使用する場合には、管轄する運輸支局へ事前に変更届出が必要

※新標準約款:平成29年11月4日に施行される標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款
 ※旧標準約款:平成29年11月3日以前に適用されていた標準貨物自動車運送約款及び標準貨物軽自動車運送約款